

別表八（一）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、）において令第19条第2項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 法第23条第4項（受取配当等の益金不算入）に規定する関連法人株式等に係る同条第1項に規定する配当等の額につき同項の規定の適用を受けない場合には、「9」から「14」までの各欄は、記載しません。
- 3 「令第19条第2項の適用の判定13」の欄が「非該当」である場合には、「支払利子等の控除額14」の欄は、記載しません。
- 4 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合19」の欄が「非該当」である場合には「10」から「12」までの各欄には、法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書に添付された別表八（一）付表「10」から「12」までの各欄の金額（既に令第19条第8項の通算事業年度について修正申告書（当該修正申告書に添付された別表八（一）付表「19」の欄に「該当」と記載されているものに限り、）の提出又は更正（当該更正に基づき「法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合19」の欄に記載するものとした場合に「該当」と記載されることとなるものに限り、）がされていた場合（(2)において「既に修正申告等があった場合」といいます。）には、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（(2)において「直近修正申告書等」といいます。）に基づき「10」から「12」までの各欄の金額として計算される金額）を記載します。
 - (2) 既に修正申告等があった場合には、「当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額15」、「当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額16」及び「利子修正額21」の各欄は、直近修正申告書等に基づき「計3」、「支払利子合計額6」及び「計8」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の(3)」、「当初申告の(6)」及び「当初申告の(8)」の金額として、当該各欄の金額を計算します。